

清須市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、本市における雨水の流出の抑制及び水循環の育成を図るため、住宅等の敷地に雨水貯留浸透施設を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、雨水による浸水及び冠水被害の減少を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水浸透施設 住宅等の敷地内に降った雨水を地中に浸透させることにより、雨水の流出を抑制するとともに、地下水の涵(かん)養を図るために設置する雨水浸透ます及びその附属設備をいう。
- (2) 雨水貯留施設 住宅等の敷地内に降った雨水を貯留することにより、雨水の流出を抑制するとともに、雨水の有効利用を図るために設置する雨水貯留槽及びその附属設備をいう。
- (3) 雨水貯留浸透施設 雨水浸透施設及び雨水貯留施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市において土地若しくは建築物を所有し、又は使用している者で当該土地又は建築物において雨水貯留浸透施設を設置しようとするものうち、市税に滞納がないものとする。

(補助対象施設)

第4条 補助金の交付の対象となる雨水貯留浸透施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準により設置等を行うものとする。

- (1) 雨水浸透施設

ア 別図に掲げる構造とし、これにより難いときは、これと同等以上の容量を有する構造であること。

イ 敷地内の浸透条件を考慮し、排水量の多い雨樋(どい)から接続できる位置に設置し、雨水以外のものを流入させないこと。

ウ 設置数は、建築面積が100平方メートル未満のときは3基以内とし、100平方メートル以上150平方メートル未満のときは4基以内とし、150平方メートル以上のときは5基以内とすること。

(2) 雨水貯留施設 雨水貯留槽1基当たりの貯留容量が100リットル以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 清須市宅地開発等に関する指導要綱(平成17年清須市告示第110号)第3条に該当する事業に伴い、雨水貯留浸透施設を設置する場合

(2) 不動産業者、建築業者等が販売目的で雨水貯留浸透施設を設置する場合

(3) 雨水貯留浸透施設を設置することについて、雨水貯留浸透施設を設置する住宅等の所有者の承諾を得られない場合

(補助金の額等)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1の土地又は建築物につき、雨水浸透施設及び雨水貯留施設それぞれ1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、雨水貯留浸透施設を設置する前に、雨水貯留浸透施設設置補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図(申請する箇所を明示すること。)

(2) 敷地配置図（敷地内における建物及び雨水貯留浸透施設の位置並びに雨水配管経路を示す図面）

(3) 雨水貯留浸透施設構造図

(4) 宣誓書兼市税納入状況確認同意書

(5) 見積書

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、雨水貯留浸透施設設置補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の記載事項を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに雨水貯留浸透施設設置補助金変更（中止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、雨水貯留浸透施設設置補助金変更（中止）承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（完了届及び補助金の交付請求）

第9条 交付決定者は、雨水貯留浸透施設の設置完了後、速やかに雨水貯留浸透施設設置工事完了届及び補助金請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の完了届及び補助金請求書を受理したときは、雨水貯留浸透施設の設置状況を確認し、適当と認めたときは、速やかに補助金を交付決定者に交付する。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(遵守事項)

第12条 補助金の交付を受けた者は、雨水貯留浸透施設を適正に維持管理し、効用発揮に努めなければならない。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(清須市雨水浸透ます設置補助金交付要綱及び清須市雨水貯留槽設置補助金交付要綱の廃止)

- 2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 清須市雨水浸透ます設置補助金交付要綱（平成17年清須市告示第108号）

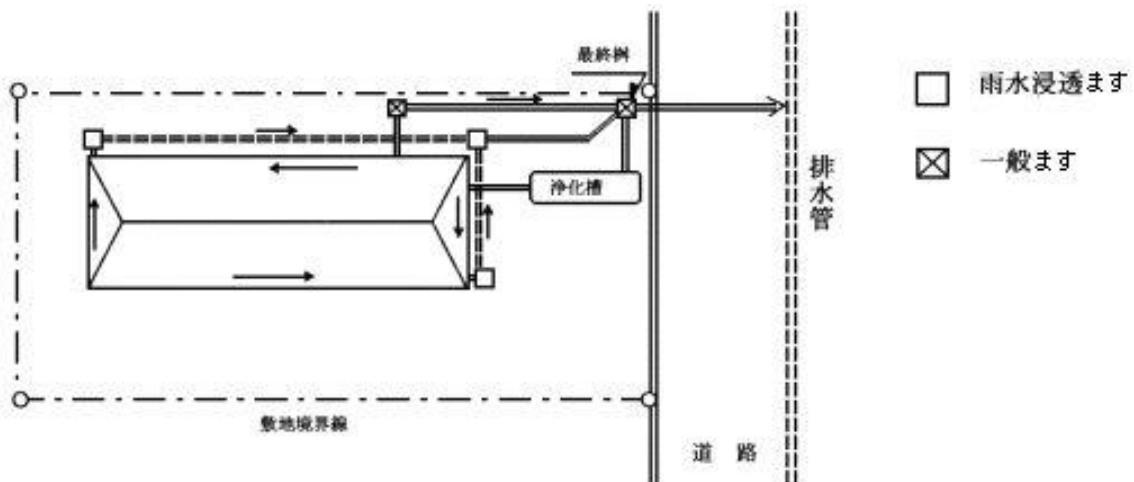
(2) 清須市雨水貯留槽設置補助金交付要綱（平成17年清須市告示第109号）

(経過措置)

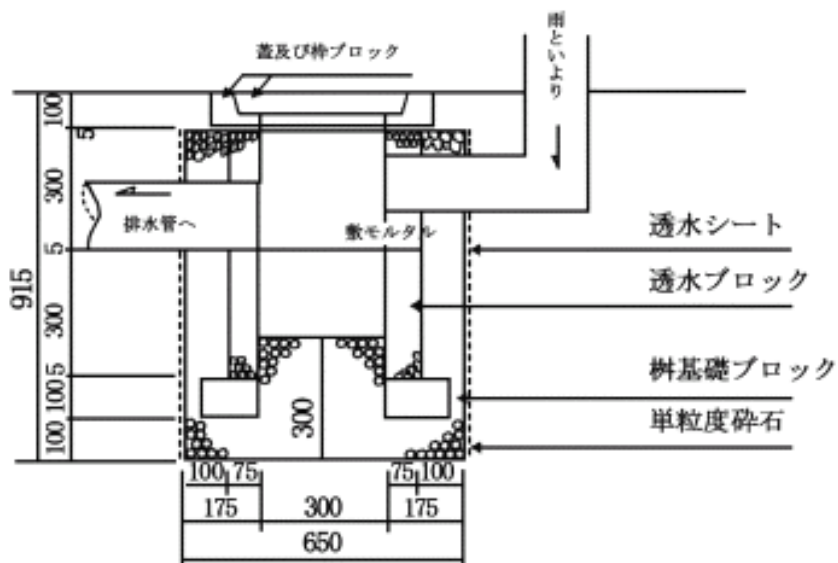
- 3 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の清須市雨水浸透ます設置補助金交付要綱又は清須市雨水貯留槽設置補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別図（第4条関係）

- ・雨水浸透ます配置例



- ・雨水浸透ます標準構造図



・別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
雨水浸透施設	雨水浸透施設の購入費及び当該施設の設置に係る工事費	補助対象経費の額とする。ただし、雨水浸透ます1基当たり3万円を限度とする。
雨水貯留施設	雨水貯留施設の購入費及び当該施設の設置に係る工事費	貯留容量100リットル当たり7,000円。ただし、上限の額を7万円とし、補助金の額が、補助対象経費を上回るときは、当該経費を補助金の額とする。